

令和4年度広島県の食の魅力向上に係るプロモーション業務公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

広島県では、日本酒や牡蠣の海外展開を軸としたブランド化や、優秀な若手料理人の発掘・育成を目的とした「料理人コンクール」を開催するなど、広島県の食の魅力向上によるひろしまブランドの強化に取り組んでいる。

こうした中、平成26年度からフランスを重点市場に位置付け、海外におけるブランディングに取り組む日本酒に加え、令和5年からは国内最大の生産量を誇る牡蠣も全国初となるEU市場への輸出を開始する。

この機運を活かして、広島の資産である料理人を活用して本県の取組を広く国内外に発信するとともに、「広島といえば“おいしい”」というイメージを定着させ「ひろしまの食」に関する興味・関心を高め、広島への来訪に繋げる。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 予算上限額

6,498千円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（別記様式1）（以下「申請書」という。）提出期限
令和4年12月13日（火）午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書（別記様式2）提出期限
令和4年12月15日（木）午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等
令和4年12月16日（金）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書等提出場所及び期限

ア 提案書等提出場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局観光課：広島県庁東館3階

イ 提案書等提出期限

令和4年12月20日（火）午後5時

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

(a) 会社概要及び自治体等の広報業務に関する実績表（別記様式1-1）

(b) 印鑑証明書：受付日前3ヶ月以内に発行された正本

(c) 登記事項証明書：受付日前3ヶ月以内に発行されたものの写し

- (d) 財務諸表：最新決算年度の貸借対照表，損益計算書
- (e) 納税証明書：最新決算年度の確定申告の法人税，法人事業税の納税証明書の写し。本社所在地の官公庁で発行する納税証明書の写し。

※ただし，広島県の令和4～6年物品・委託役務競争入札参加資格を有している場合は，印鑑証明書・登記事項証明書・財務諸表・納税証明書の提出は必要ないものとする。

- イ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は，公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については，指名除外措置を行うことがある。
- エ 申請書等の提出は，持参又は郵便等による。郵便等による提出は，一般書留郵便，簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(6) 仕様書について

- ア 仕様書に対する質問がある場合は，上記「2(2)仕様書に対する質問書提出期限」までに，書面により提出すること。
- イ 上記の質問に対する回答については，公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問のみ回答する。

(7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては，その旨を書面により通知する。
- イ 上記の通知を受けた者は，その理由説明を求めることができる。
- ウ この説明を求める場合は，別に指定する日までに，その旨を記載した書類を提出すること。
- エ 上記に対する回答は，別に指定する日までに，書面により行う。

(8) 支払条件

概算払いとする。

(9) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 参加者の負担について

申請書等及び提案書の作成及び提出に関する費用は，提出者の負担とする。

(11) 申請書等及び提案書に虚偽の記載をした場合には，提出された申請書等及び提案書を無効とするとともに，指名停止の措置を行うことがある。

(12) 提出された提案書について

- ア 提出された提案書は，返却しない。
- イ 提案書は，本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし，広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき公開することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

広島県公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約方法

最優秀案選定後，当該契約予定者と業務内容・委託料について協議の上，契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で，契約内容を確定する。この協議の際，提出された提案書の内

容を一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が調わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則（昭和 39 年広島県規則第 29 号）及び広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 その他

(1) 参加申込書（別記様式 3）を提出した後に提案書を取り下げる場合は、速やかに「取り下げ願い書」（別記様式 4）を提出すること。取り下げ願い書の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。

(2) 提出された提案書は返却しない（取り下げ願い書の提出があつた場合も同様）。

(3) 採用した提案の著作権は、広島県に帰属するものとする。

5 添付書類

- 令和 4 年度広島の食の魅力向上に係るプロモーション業務公募型プロポーザル実施要領
- 委託契約書（案）
- 仕様書
- 令和 4 年度広島の食の魅力向上に係るプロモーション業務提案書作成要領
- 別記様式集

【問い合わせ先】

広島県商工労働局観光課 担当 大和

電話 (082) 513-3444 (ダイヤルイン)